

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 医療費通知について ～

■ 医療費通知を全受診者へ送付しています ■

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆様へ送付します。

これは、医療機関の窓口で支払う自己負担分を除いた医療費が、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解するとともに、健康管理の重要性を意識し、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆様の負担軽減を図ることを目的としています。

◆ 医療費通知の活用例

- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
令和2年1月	○〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
令和2年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
合 計				28,000	2,800	0	0	0

◆ 医療費控除の申告について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
- 医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

◆ 注意事項

- 医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- 自己負担額は、市町村等から医療費助成を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- このお知らせは、皆様の受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

◆ 発送日・対象診療月

発送日	診療月
令和3年1月（上旬）	令和2年 1月～ 9月
令和3年2月（下旬）	令和2年10月～12月

※昨年度までと1回目の発送時期が変わります。

お 問 い 合 わ せ

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階

電話 011-290-5601

役場 住民課住民福祉グループ

電話 33-2111（内線47）



年金の受給開始時期は60歳から70歳の間で選択できます

老齢基礎年金は65歳に達した時に受給権が発生するため、支給開始年齢は、原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受け取ることができます。しかし、繰上げ支給請求をした時点（月単位）に応じて年金が減額され、その減額率は一生変わりません。老齢年金は終身年金ですから、繰上げ請求をした場合、一生涯一定額が減額されたままです。

また反対に、65歳で請求せずに66歳以降70歳までの間で申出した時から繰下げて請求することもできます。繰下げ受給の請求をした時点（月単位）に応じて、年金が増額されます。ただし、どちらの場合も確認すべき注意点があります。

○繰上げ受給の場合の減額率

繰上げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減 額 率	30%	24%	18%	12%	6%

・減額率 = $0.5 \times$ 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

○繰下げ受給の場合の増額率

繰下げ受給開始年齢 (開始年齢0月時点)	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
増 額 率	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42.0%

・増額率 = $0.7 \times$ 65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数

※減額率及び増額率は、年単位ではなく月単位で減額または増額されます。

◆お問い合わせ

砂川年金事務所お客様相談室 電話 0125-28-9002 (自動音声)

役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111 (内線 43)

今月は町税等(第4期)の納期です

12月25日(金)は、町税等(町道民税・固定資産税・国民健康保険料)の第4期の納期限です。納め忘れのないようにしましょう。

また、第1期から第3期までの町税等を納めていない方は、早急に納めましょう。

◆お問い合わせ

役場総務課総務グループ(税務担当) 電話 33-2111 (内線 35)

